

## 平成 25 年度 第 1 回可児市景観審議会議事録

1 開催日 平成 25 年 11 月 29 日 (金) 開会時間 午後 1 時 30 分  
閉会時間 午後 4 時 30 分

2 開催場所 庁舎 5 階第 1 委員会室

3 出席委員 景観審議会委員

松本 直司 (会長)
伊藤 栄一 (副会長)
原 俊則
林 則夫
奥村 幸生
義村 晃
加藤 礼子
奥村 尚
藤田 環
奥村 公子
稲垣 和美
奥西 利喜
山本 学
可児 幹祥

4 事務局

建設部長	西山 博文
都市計画課長	杉山 修
都市計画課 都市政策係長	溝口 英人
都市計画課 主任	宮島 佳宏
都市計画課 主任	稲垣 好二

5 会議内容 議事  
議題第 1 号 可児市景観審議会の役割について  
報告第 1 号 景観まちづくり施策の取組み状況について  
その他  
リニア建設報告  
木曽川左岸遊歩道友の会 事例発表・現地視察

<p>6 会議の詳細</p> <p>都市計画課長 杉山 (以下「課長」)</p> <p>富田市長</p> <p>建設部長 西山 (以下「部長」)</p> <p>課長</p> <p>A 委員</p> <p>一同</p> <p>課長</p> <p>一同</p> <p>課長</p> <p>B 委員</p> <p>一同</p> <p>課長</p>	<p>次のとおり</p> <p>(開会を宣言)</p> <p>亀井委員は欠席であることを紹介する。</p> <p>第1回可児市景観審議会開催にあたり、挨拶をした。 (市長から各委員へ委嘱状の交付) (委嘱状交付後、所要のため退席)</p> <p>事務局代表として挨拶をした。</p> <p>(事務局の紹介)</p> <p>議事録の作成について、諮る。</p> <p>A、B委員としてほしい。</p> <p>(了承)</p> <p>各委員に対し自己紹介を促す。</p> <p>(各委員の自己紹介)</p> <p>景観条例第27条における会長・副会長の設置について諮る。</p> <p>事務局一任としたい。</p> <p>(了承)</p> <p>会長は事務局で選任(松本委員)し、副会長は会長から指名することを決定した。</p>
--	--

<p>松本会長 (以下「会長」)</p> <p>課長</p> <p>都市政策係長 溝口 (以下「係長」)</p>	<p>会長の挨拶。</p> <p>副会長は、伊藤委員と亀井委員を指名した。ただし、本日欠席の亀井委員には、事務局から意向確認してほしい。</p> <p>亀井委員への意向確認を了承する。(※後日了承を受ける)</p> <p>答申事項がないため、議事録署名人の指名なしとし、事務局による記録を行うことの報告を行った。</p> <p>進行を松本会長に委ねた。</p>
<p>議題第1号、報告第1号 議事</p>	
<p>会長</p> <p>宮島</p> <p>A委員</p>	<p>議事について 事務局へ説明を依頼した。</p> <p>議題第1号可児市景観審議会役割について、報告第1号 平成24年度 景観まちづくり施策の取り組み状況について は、関連があるため、一括して説明を行った。</p> <p>元久々利や木曾川左岸以外に広見東地区も、景観に対して努力している。広見東部地区のまちづくりルールという独自の土地利用を図っているが、建物の色彩や高さ、特定樹種による緑化義務などを設定し、統一感のある景観に配慮した。また、屋外広告物に対し、地主の4分の3の賛成を得て、県のモデル地区の指定を受け、自家広告物以外は原則禁止と集合看板以外の案内用広告物を禁止した。他には違反広告物の除却協力団体の認定を受け、毎月の第三日曜に除却を行っている。また、可児川の2.4 km、瀬田川は2 kmに渡り植栽を可茂土木事務所の協力を得た上で整備し、地域で草刈り等景観の維持を図りながら、春夏秋冬の季節の移ろいを感じられる場所とし</p>

<p>会長</p>	<p>ていることを紹介させていただく。</p> <p>景観計画の景観形成重点地区は地元の熱意が重要であり、地元が意見を集約して相談することにより、市からも様々な方策を提示してもらえると良い事例だと思う。兼山地区はどうか。</p>
<p>C委員</p>	<p>今年6月に金山城が国史指定に答申が出されてから、皆で勉強をしながら、徐々に進めている状況である。兼山は、それぞれの地区に特色があり、それに併せて景観などの基準を作っていけたらいいと思っている。</p>
<p>伊藤副会長 (以下「副会長」)</p>	<p>景観に関する施策は多岐に渡り範囲も広く、まちづくり施策の中でも結果的に景観に関連していく事項もあるため、景観審議会として情報を共有できる体制が整備できると良い。</p>
<p>会長</p>	<p>歴まちづくりや川まちづくり事業などの施策と関連づけながら、景観審議会としても審議していきたいと思う。</p>
<p>D委員</p>	<p>緑化も重要だが、生垣等の植栽が育ち、子供たちの通学を塞いでしまう等の管理上の問題もある。これについては、過去に生け垣の幅の規制について要望し、市役所の指導や各小中学校の校長、教頭先生方の協力によって、徐々に解決してきている。また、子供たちの通学路を守るために自宅敷地の管理に対する家主のモラルも改善が見られると感じている。</p>
<p>その他</p>	
<p>係長</p>	<p>市長の挨拶でも話題に上がったリニアについて、JR発表の情報をもとに市も意見書を提出した。この経緯につ</p>

いて、景観上の位置付けも踏まえ状況を説明する。

J Rによる公告と縦覧が9月20日から10月21日の期間で行われ、10月6、8、10日の3日間には桜ヶ丘、久々利地区の住民説明会も実施された。11月5日にはJ Rに対して市の意見書を提出した。

(パワーポイントでJ Rが提示したリニア路線の計画図、大萱地区・大森新田地区の構造物予定図を説明する。)

景観以外にも、大萱地区は古くからの窯跡が多数あり、歴史、文化的に重要な地域であり、自然環境も希少動植物が確認されていることから、地上部の橋梁部分を地下式への変更を要望した。また、大森新田地区の非常通路や換気口も、近隣の民家や長洞ため池への影響を考慮するよう要望した。これに対して11月25日にJ R東海の見解が発表されたので、課長から説明する。

課長

地上化の理由は、大萱が窪んだ土地であるため、トンネル内の水を自然流下で排水できるという施工管理上の理由、長大トンネルの設置に伴う防災上の理由となっている。この地区をトンネル区間にすると、列車長以上の地上区間への名古屋ターミナルからの距離が20km伸びて55km先の恵那市となるため、事故や災害時に対応が困難であるとのこと。そのため、施工の際には、埋蔵物、景観に配慮し、影響を極力減らすが、ルート変更そのものは困難と回答があった。

これを受け、市は再度地下式への変更意見の提出を考えている。今後は、知事による意見書の提出が予定されており、市町村長の意見を取り入れて意見書を作成することとなっている。

前回の意見は、個人に対する意見聴取という位置づけであったが、今回は市町村長の意見を知事が取りまとめ、

<p>D委員</p>          <p>木曾川左岸友の会 会長 奥田、田口</p>          <p>松本会長</p>	<p>知事の意見としてJRに提出することになっており、JRはこれを踏まえて環境影響評価書を作成するという流れである。</p> <p>今後も、可児市として地下式になる方向に努力していくことを報告する。</p>  <p>この事業は、地下式を前提に進められていると想定していた。大萱地区は、過去から変わらぬ可児市の風景であり、歴史的な景観も具えていることから、現在の風景が残ることを願う。</p> <p>(木曾川左岸遊歩道友の会の事例発表、説明)</p>  <p>この後、木曾川左岸遊歩道の現地視察の際に当事例発表の質疑を受けることを伝え、現地視察のため、移動する。</p> <p>(木曾川左岸遊歩道の現地視察)</p>  <p>現地視察終了後、閉会を宣言する。</p>
---	--